

令和8年度フィルムツーリズム推進事業
(映画祭等をフックとした誘客対策事業)
委託業務企画提案仕様書

1 委託業務名

令和8年度フィルムツーリズム推進事業（映画祭等をフックとした誘客対策事業）委託業務委託業務

2 事業期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 事業の目的

映画祭等をフックとした国内外でのプロモーションを通して、沖縄の魅力発信を行うことにより、国内外からの観光誘客拡大及び認知度向上を図り、観光の平準化及び経済的な消費拡大を目的とする。

4 事業概要

- (1) フィルムツーリズム推進に向けた沖縄の地域魅力の発信
- (2) 映画祭等をフックとした誘客
- (3) 映画祭等を通じた沖縄の魅力を広くPR出来る関係者の招聘
- (4) 映画祭等及び関連プロモーションにおける効果測定

5 事業内容

県内の事業者や市町村、県出身の有名人等と連携し、沖縄を舞台としたフィルム等の映像素材を活用して、次の業務を実施すること。

- (1) フィルムツーリズム推進に向けた沖縄の地域魅力の発信
 - ア 県外で開催される映画祭等における魅力の創出及び発信
 - イ 県内外で開催されるイベントとのタイアップによる発信
 - ウ 映画祭等を通じた沖縄の魅力を発信するための映像コンテンツの制作
 - エ 県内において、映画祭等を通じた沖縄の魅力を発信するイベントの開催
→各プロモーションの具体的な手法については、単なるブース出展等によるプロモーションではなく新たな取組を行うなど戦略を示した上で効果的な提案を行うこと。

(2) 映画祭等をフックとした誘客

- ア 映画祭等の開催のPRと連携した誘客活動
空港や国際通り等人目につく箇所におけるバナー掲載等
- 映画祭等をフックとした誘客を実施するにあたって、誘客に繋がる効果的な取組を提案すること。

(3) 映画祭等を通じた沖縄の魅力を広くPR出来る関係者の招聘

→招聘者、招聘により実施する内容及び招聘により得られる効果について、提案すること。

(4) 映画祭等及び関連プロモーションにおける効果測定

→映画祭等や関連プロモーション実施時の、効果等を示す測定方法について提案すること。

(5) 実施計画書、実績報告書、支払関係及び事業報告書等

ア 上記(1)～(4)に係る実施計画書の作成（1部）

イ 上記(1)～(4)に係るすべての成果物の提供

ウ 上記(1)～(4)に係る経費の支払い業務及び関係証拠書類の整理・保管

エ 上記(1)～(4)に係る実績報告書（電子データ 一式）

6 委託料上限額等

本委託業務実施のための費用は25,089千円（消費税込、諸経費含む）とする。

7 一般管理費

一般管理費は、委託事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、一定割合の支払を認められた間接経費のことをいう。

一般管理費は、（直接人件費+事業費-再委託費）×10/100以内で計上すること（小数点以下切り捨て）

※ 上記計算式における再委託費は、当該事業に直接必要な経費のうち、受託者（共同事業体構成員を含む）が実施できない又は実施することが適当でない業務の遂行を他の事業者に委任又は準委任して行わせるために必要な経費に加え、仕事の完成を目的とした外注（請負契約）に必要な経費も対象とする。

（請負契約の例：機械装置等の設計・製造・改造、ソフトウェア開発、パンフレットの製作・印刷、番組等のコンテンツ制作、物品運送、試料製造、分析鑑定等）

※ 繼続事業で上記計算式により難いなど特殊要因がある場合は、実績、実情を勘案し、適正かつ合理的な方法に基づき算出された金額を見積もること。

8 業務の再委託について

(1)一括再委託の禁止等について

本業務委託契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。

また、契約の主たる部分については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

(2) 再委託の相手方の制限について

上記、(1)で定める「契約の主たる部分」とは以下のとおりとする。

- ①契約金額の50%を超える業務
- ②企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務
- ③指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の承認について

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

- ①資料の収集・整理
- ②複写・印刷・製本
- ③原稿・データの入力及び集計
- ④セミナーにおけるブースの設営または運営（但し、契約額が100万円未満のものに限る。）
- ⑤その他、簡易な業務

9 その他

- (1) 本仕様書記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書と異なる場合がある。
- (2) 企画提案書が入選した場合においても、提案のあった内容を全て実施することを保証するものではない。
- (3) 本仕様書記載の委託業務の内容については、実施段階において、予算や諸事情によって変更することがある。
- (4) 本事業は国の補助を活用して実施するものであり、受託者は経理管理に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に基づき、適正に執行する必要がある。
- (5) 業務の実施にあたり、疑義が生じた場合は、沖縄県と受託者が協議して解決するものとし、必要な事項は別に定める。
- (6) 委託契約書第23条の定めにかかわらず、受託者は、委託業務で制作した映像コンテンツを県外及び海外地域へ展開・発信するため、委託者の合意の下で使用することができる。
- (7) 本県の関連する施策や事業と適切に連携すること。